

様式第6 法第48条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第26条の2に規定する保安林の指定の解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所					全面積		要解除 実測面積	備考
市郡	町村	大字 (冠せず)	字	地番	実測			
陸前高田市		気仙町	双六	1番1	ha 0.1761		ha 0.0093	魚つき 保安林
合計					0.1761		0.0093	

添付書類

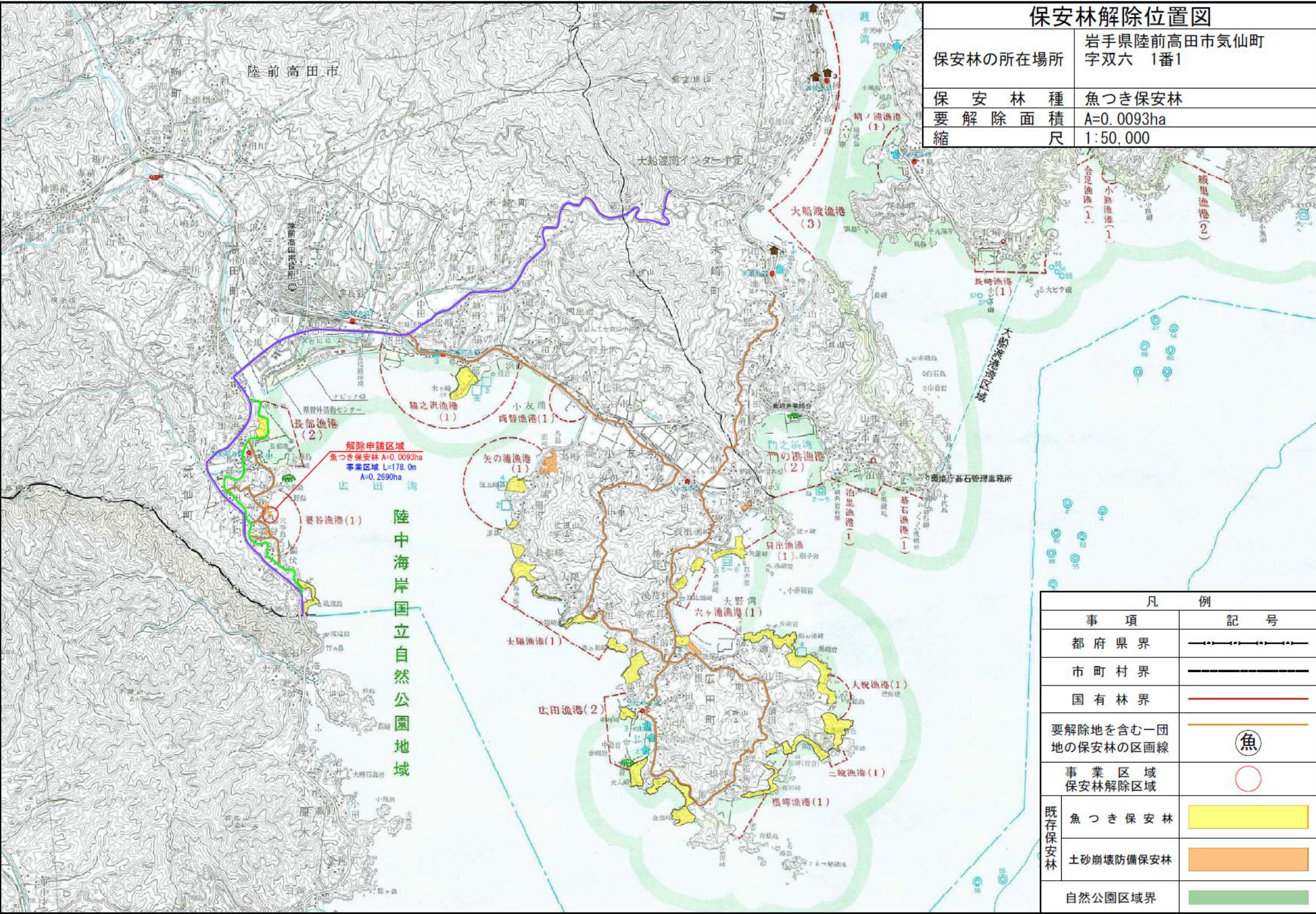
- 1 解除調書
- 2 解除調査地図
- 3 位置図（省略：計画書本体復興整備事業総括図による）
- 4 その他必要な書類
 - (1) 事業計画書（転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書）
 - (2) 代替施設計画書（転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書）
 - (3) 他法令による許認可証書等の書類写し
 - (4) 現況写真
 - (5) 保安林解除図（地籍測量図）
 - (6) 事業施設配置図兼代替施設配置図
 - (7) その他参考となるべき事項

注意事項

- 1 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）、「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付け45林野治第1553号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

保安林解除位置図

保安林の所在場所	岩手県陸前高田市気仙町 字双六 1番1
保安林種	魚つき保安林
要解除面積	A=0.0093ha
縮尺	1:50,000



解除申請区域
魚つき保安林 A=0.0093ha
事業区域 L=178.0m
A=0.2690ha

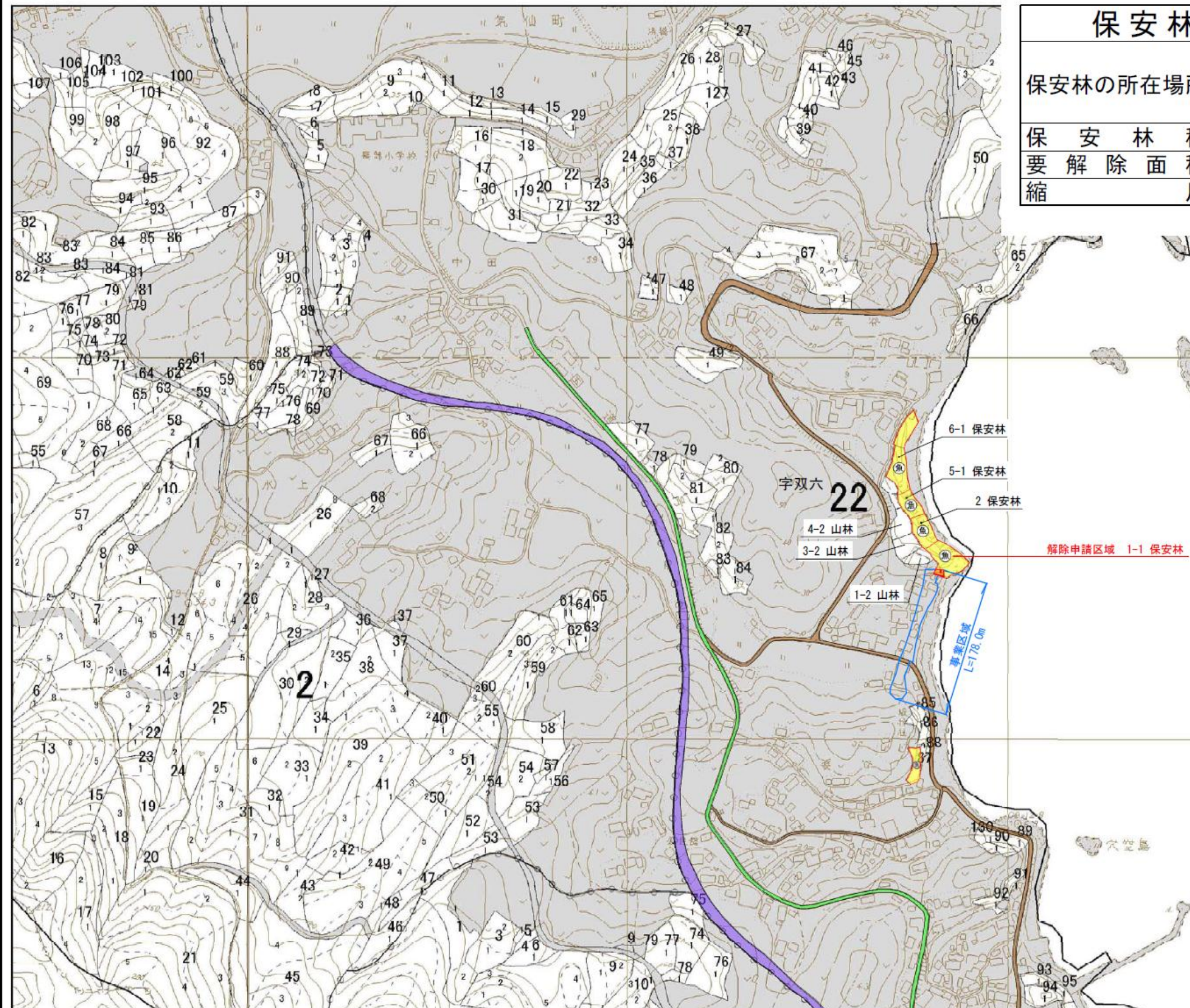
陸
中
海
岸
国
立
自
然
公
園
地
域

凡 例		
事 項	記 号	
都 府 県 界	—+—+—+—+—+—+—	
市 町 村 界	—————	
国 有 林 界	—————	
要解除地を含む一団地の保安林の区画線	—●—	
事業区域 保安林解除区域	○	
既存保安林	魚つき保安林	■
	土砂崩壊防備保安林	■
自然公園区域界	■	

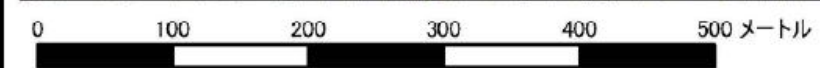
森林資源管理図

保安林解除調査地図

保安林の所在場所	岩手県陸前高田市気仙町 字双六 1番1
保安林種	魚つき保安林
要解除面積	A=0.0093ha
縮尺	1:5,000



凡 例	
解除申請区域	
魚つき保安林	
保安林界	
地番境界(用地境界)	
事業区域界	
自然公園区域界	
市 道	
県 道	
国 道	



・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

(C)GeoEye (C)日本スペースイメージング(株)

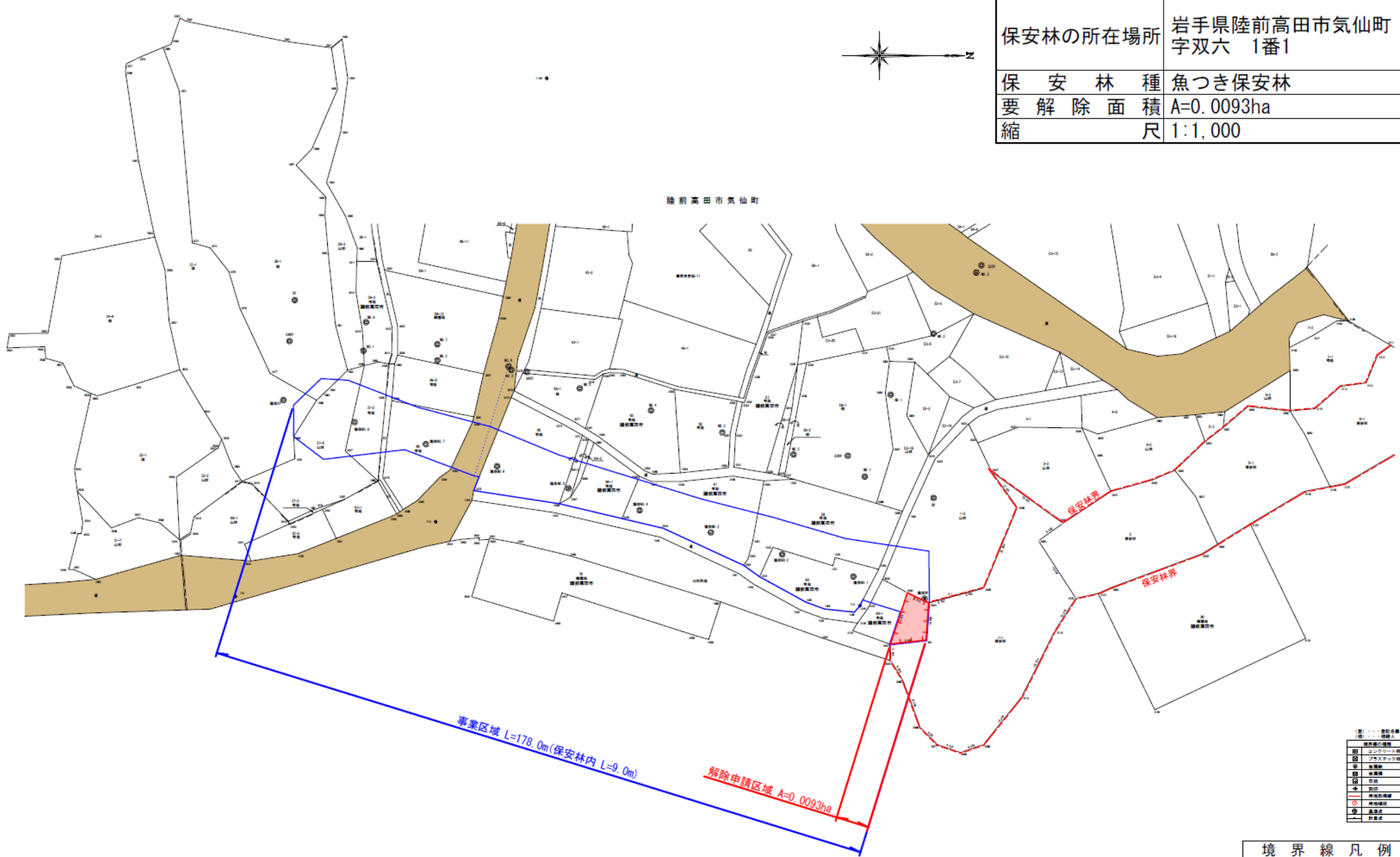


保安林解除地図

保安林の所在場所	岩手県陸前高田市気仙町 字双六 1番1
保安林種	魚つき保安林
要解除面積	A=0.0093ha
縮尺	1:1,000



陸前高田市気仙町



事業区域 L=178.0m(保安林内 L=9.0m)

解除申請区域 A=0.0093ha

(注) ... 登記簿上
... 地籍簿上

境界線の種類
コンクリート製
ブラスチック製
木製
竹製
石製
その他
境界線
境界線
境界線
境界線

---	地番界(用地境界)線
- - -	保安林境界線
■	要解除地
—	事業区域界
●	林班境界線
—	自然公園地域境界線
—	市道

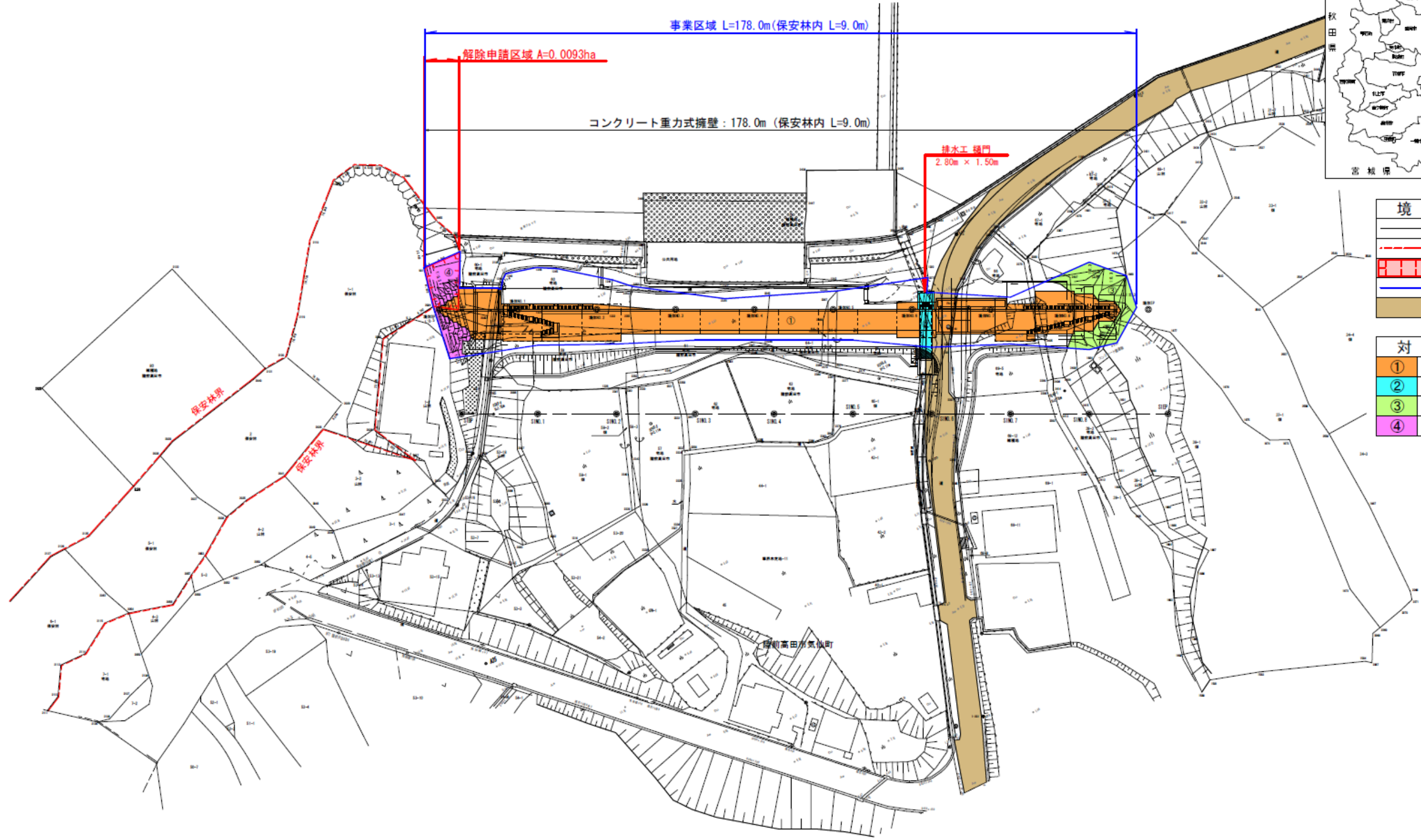
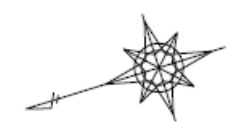
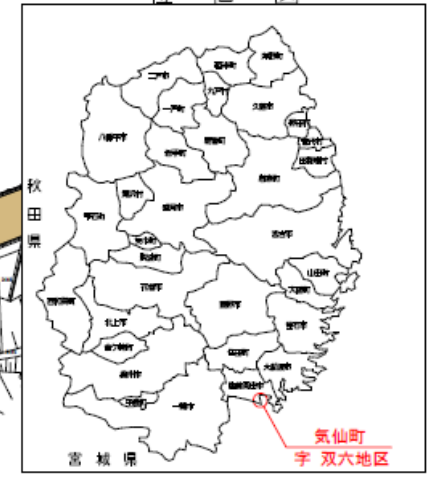
地番	地番	面積	用途
100	100	100	100
101	101	101	101
102	102	102	102
103	103	103	103
104	104	104	104
105	105	105	105
106	106	106	106
107	107	107	107
108	108	108	108
109	109	109	109
110	110	110	110

(注) 本図の座標は測地成果2011である。

事業施設配置図(兼)代替施設配置図
(気仙町字 双六地区)

S=1:1000

位置図



境界線凡例

	地番界(用地境界)線
	保安林境界線
	要解除地
	事業区域界
	市道

対策土凡例

	① 防潮堤(直立堤)
	② 排水工
	③ 緑化工
	④ モルタル吹付工

注) 測点番号は、測量時は南側を始点としていたが、設計図では北側を始点にして変更をおこなった。

実施
平成26年度
栗谷(双六地区)漁港海岸
災害復旧事業計画図
全業の内号
(23災号)
防潮堤
計画平面図
縮尺 S=1:1000
陸前高田市